

第2次沖縄県環境教育等推進行動計画

～環境学習・環境保全活動を推進するために～



令和5（2023）年3月

沖 縄 県

目次

はじめに

第1章 行動計画の基本的事項	1
第1節 行動計画策定の趣旨	1
1 環境教育等とは	1
2 環境教育等の必要性	1
3 環境教育等に関する動向	1
(1) 本県における環境教育等の主な取組	1
(2) 近年における国内外の動向	2
(3) 学校教育に関する動向	2
第2節 行動計画の目的等	7
1 行動計画の目的	7
2 行動計画の位置づけ	7
3 行動計画の期間	7
第2章 環境教育等の基本的な考え方	8
第1節 環境教育等における目標	8
第2節 目標の達成に向けて	8
第3節 環境教育等における沖縄の将来像	9
第4節 環境教育等を進める上で重視すべきこと	10
第5節 各主体の役割	11
1 家庭の役割	11
2 学校等の役割	11
3 地域の役割	11
4 事業者の役割	12
5 民間団体の役割	12
6 行政の役割	12
第3章 環境教育等の現状と課題の整理、今後の方向性	13
施策展開Ⅰ 人材育成・活用と研修等の充実	13
施策展開Ⅱ 情報基盤の充実と連携の強化	14
施策展開Ⅲ 場や学習機会の提供	15
施策展開Ⅳ 教材・プログラムの整備と活用	16
施策展開Ⅴ 協働取組の推進と民間団体等への支援	17
施策展開Ⅵ 普及啓発	18
第4章 推進施策	19
第1節 行動計画の進め方	19
第2節 施策	20
施策展開Ⅰ 人材育成・活用と研修等の充実	20
施策展開Ⅱ 情報基盤の充実と連携の強化	23
施策展開Ⅲ 場や学習機会の提供	24
施策展開Ⅳ 教材・プログラムの整備と活用	28
施策展開Ⅴ 協働取組の推進と民間団体等への支援	30
施策展開Ⅵ 普及啓発	33
第3節 適切な進行管理	37
1 行動指標及び目標	37
2 推進体制	38
3 PDCA サイクルによる進行管理	39
4 取組状況の公表	39
5 県民意見等の計画への反映（アンケート調査）	39
6 取組事業内容及び活動指標	39
資料編	45

はじめに

沖縄県は温暖な亜熱帯海洋性気候の下、貴重な野生生物が数多く生息し、豊かな生態系を育むサンゴ礁が広がる海に囲まれ、大小 160 もの島々からなる島しょ県であります。

このかけがえのない豊かな自然環境は、世界に誇れる宝であるとともに、人々を魅了し引きつける要素であります。

とりわけ、ヤンバルクイナやイリオモテヤマネコをはじめとする固有種が数多く生息する沖縄島北部及び西表島は、生物多様性に富んだ地域としてその価値が認められ、令和 3 年 7 月に我が国で 5 番目の世界自然遺産に登録されたところであり、これら自然環境を活かした観光産業による地域振興が期待されています。

一方で、今の自然環境をとりまく現状は、廃棄物の不法投棄や赤土等による海洋汚染等の身近な問題から生物多様性の損失、気候変動、海洋プラスチックごみといった地球規模の問題へと広がりを見せています。

2015 年には、世界各地で顕在化しつつある気候変動に対処するため、全ての国に気候変動対策を求める「パリ協定」が採択され、2020 年から本格的に運用が開始されたことを受けて、国内外でカーボンニュートラルに向けた動きが加速しています。本県においても、全世界で取り組むべき喫緊の課題である気候変動問題を県民一人一人が自分事として受け止め、さらに一丸となって推進するため、令和 3 年 3 月に「沖縄県気候非常事態宣言」を行い、「ゆいまーるの精神」で取り組む決意をしたところです。

私たちは、本県の豊かな自然環境を守り、次世代に繋げていくとともに、持続可能な社会を実現するため、その一つひとつを自分事と捉え、社会全体で環境に配慮した行動に変革することが求められています。

また、家庭、学校、職場、地域等の多様な主体が対等な立場を尊重し、互いの得意分野や役割を理解した上で、相互に協力して環境教育や環境保全活動を効果的に取り組む必要があります。

このため、環境教育等の取組においても、これまで以上に持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）や持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）との関連を踏まえたものとしていく必要があります。

県では、県政運営の基本的な指針である「新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）」に示された目指すべき将来像の 1 つである『沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切に作る島』の実現に向けて、本計画に基づき、環境教育を総合的・体系的に推進し、「持続可能な社会の創り手」を育成するとともに、各主体と相互連携し、環境保全活動を積極的に推進してまいります。

第1章 行動計画の基本的事項

第1節 行動計画策定の趣旨

1 環境教育等とは

現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するためには、持続可能な社会を構築する上で環境保全活動並びにその促進のための環境保全の意欲の増進及び環境教育が重要となります。

そのため、本行動計画では、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（以下「環境教育等促進法」という。）の定義を踏まえ、「環境教育等」を「持続可能な社会を構築するため、自発的に行われる環境保全活動並びにその促進のための環境保全の意欲の増進並びに環境・社会・経済及び文化とのつながりその他環境保全についての理解を深めるために行われる環境保全に関する教育・学習並びに環境保全に関する協働取組」と定義します。

持続可能な社会：健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会

2 環境教育等の必要性

一人ひとりが人間と環境との関わりについて理解を深め、豊かな自然等の価値についての認識を高め、環境を大切にすることをもち、環境に配慮した生活や責任ある行動を取ること、また、環境問題を引き起こしている社会経済の背景や仕組みを理解することにより、社会構造を環境に配慮した持続可能なものへと変革していくことが求められています。

環境教育等はこれら環境問題や環境保全に主体的に関わることができる能力や態度を育成するために重要なものです。

3 環境教育等に関する動向

(1) 本県における環境教育等の主な取組

- 本県では、急激な経済成長に伴う各種開発や人間活動の増大による水質汚染や廃棄物の適正処理等、さまざまな課題が発生し、自然環境の保全など環境への関心が高まる中、平成2（1990）年度から環境教育等の活動拠点となる「沖縄県地域環境センター」を設置し、広く県民等に環境情報を提供するとともに、自然観察会や出前講座等の環境保全活動に取り組んできました。
- 平成18（2006）年3月には環境教育の基本的な方向をまとめた「沖縄県環境教育推進方針」を策定し、こどもエコクラブの支援、環境フェアの開催など、環境保全活動の普及啓発を行ってきました。
- 国際的に、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動である「持続可能な開発のための教育（ESD）」が展開される中、平成23（2011）年に環境教育等促進法が公布されたことを受けて、平成26（2014）年6月に本県の環境教育に関する施策を総合的にまとめた「沖縄県環境教育等推進行動計画」を策定し、全県一斉清掃等とおした県民参画や各種環境教育プログラム集の作成など、各施策を推進するとともに、進行管理を行うため、「沖縄県環境教育等推進行動計画推進協議会」を設置し、全庁を挙げて環境教育等に関する取組を推進してきました。

(2) 近年における国内外の動向

人類共通の課題である気候変動に対処するため、平成27（2015）年に開催された気候変動枠組条約締約国会議、いわゆる COP21 において採択された「パリ協定」が令和2（2020）年から本格始動したことを背景に、令和32（2050）年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする目標の宣言が世界的に進んでいます。

パリ協定では、気温上昇を工業化以前に比べて2℃よりも十分に低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することなどが課せられたことから、世界各国で脱炭素社会に向けた取組が進められています。令和2（2020）年10月、我が国においても「令和32（2050）年までに、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言されており、社会全体で温暖化対策に取り組むことが求められています。

また、平成27（2015）年9月には、国連総会において「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、令和12（2030）年までの国際社会全体の目標「持続可能な開発目標（SDGs）」となる17のゴールと169のターゲットが掲げられ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な範囲に総合的に取り組むことが示されました。

持続可能な社会を実現するためには、SDGsの考え方を取り入れ、地域の環境問題と社会問題を「同時解決」することが重要であり、そのための「持続可能な社会の創り手」を育成する必要があることから、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動であるESDの視点に立った環境教育が求められています。

(3) 学校教育に関する動向

平成19（2007）年に学校教育法で、義務教育における教育の目標として「学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと」が新たに規定され、学校内外における自然体験活動の実施など環境教育の促進が求められました。

このため、本県では、環境教育推進校の指定による環境教育の場の創出や、環境教育指導者研修会等を開催するなど、学校教育における環境教育に取り組んできました。

平成29（2017）年以降、幼稚園教育要領及び小中高の学習指導要領で、「持続可能な社会の創り手」に必要な資質・能力を育成することが掲げられたことから、本県においてもESDの視点を取り入れ、教科横断的な学習を進めているところです。

◆SDGsとは◆

SDGsとは、「世界で起こる様々な問題により、このままでは安心してこの世界に住むことはできない」という強い危機感のもと設けられた国際目標であり、国際社会が一丸となって取り組むべきものです。

SDGsは貧困や飢餓、教育、気候変動などの世界が掲げる課題に対して17のゴール及び169のターゲットから構成されており、それらは相互に関連していることから、社会・環境・経済の3つの側面の全てにバランスのとれた形で対応することで、社会の変革を目指すものとなっています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国際連合広報センターHP

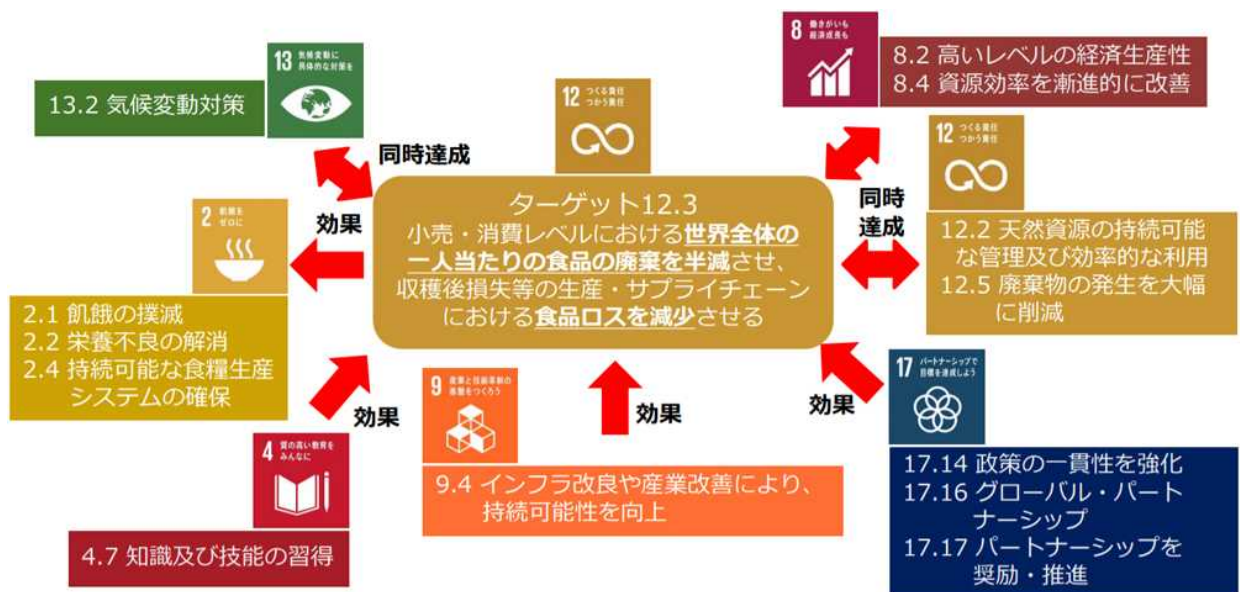
図 1-1 「持続可能な開発目標 (SDGs)」となる17のゴール

例えば、環境側面であるゴール12のターゲット12-3「食品ロスの減少」の達成を目指す場合、同時に12-2「天然資源の効率的な利用」と12-5「廃棄物発生的大幅削減」を達成できるだけでなく、限りある食料資源を効率的に利用することによって、経済側面であるターゲット8-2「高いレベルの経済生産性」と8-4「資源効率の改善」を同時達成することができます。

さらに、捨てられる食品を減らすことで、焼却炉への投入量が減り、焼却時のエネルギーロスの削減につながるとともに、必要量以上の食料を運ばずに済むことで、運搬に使用する飛行機や船による温室効果ガスの排出を増やさないことになるため、13-2「気候変動対策」にも寄与します。

加えて、食品原材料の損失が減り、一部の地域に必要量以上の食品が偏ることがなくなれば、社会側面であるターゲット2-1「飢餓の撲滅」や2-2「栄養不良の解消」などに効果が及ぶことになります。

このように、SDGsに取り組むにあたっては、環境・経済・社会の3側面から捉えることが重要となります。



出典：農林水産省 HP

図 1-2 食品ロスを例とした各ゴール・ターゲットとの相関関係

◆ESDとは◆

持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development）の略です。

世界には気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等、人類の開発活動に起因する様々な問題があります。

ESDとは、これらの現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組むことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことをめざして行う学習・教育活動であり、環境学習を進める上での重要な視点です。



出典：国際連合広報センターHP

図 1-3 ESD の基本的な考え方



出典：環境省 HP「授業に活かす環境教育－ひとめでわかる学年別・教科別ガイド－」

図 1-4 環境分野別の学習内容